

建設リサイクル法の 啓発パトロールを実施します

6月21日(月)～25日(金)は全国一斉パトロール期間です。期間中は、市内全域を対象に解体工事現場や新築工事現場などに立ち入り、分別解体と廃棄物の処分などの調査と指導を行います。
☎ 開発建築指導課(☎537-5635)

特定健診受診に関するお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診の際は、健診実施機関等へ事前の予約を行い、受診時は、施設の案内に従うようご協力ください。健診当日に、発熱や倦怠感がある場合は無理をせず、体調の良い日に変更しましょう。
■持参品：国民健康保険証、受診券、お持ちの方は健康手帳
☎ 国保年金課(☎537-7175)

「1%応援事業」 応援届出を受け付けます

応援したい団体を選んで市に届け出ること、あなたが納めた個人市民税の1%相当額が、その団体に補助金として交付されます。
■対象：18歳以上の市民および18歳未満で前年度の個人市民税納税者
■受付期間：6月1日(火)～7月31日(土)
■応援対象事業・届出方法：市民協働推進課(本庁舎2階)、各支所、各地区公民館で配布する「応援届出特集号」(市ホームページでダウンロードも可)をご覧ください。
☎ 市民協働推進課(☎537-7251)

ごみ減量・リサイクル推進 懇談会を実施しています

集会などに職員を派遣し、ごみの分別方法や減量方法などを説明します。
■申込み・☎ 希望日のおおむね3週間前までにごみ減量推進課(☎537-5687)へ。

農地利用状況調査を 実施します

農業委員会では、毎年、地域を巡回し、農地の利用状況を調査しています(3年度は7月～9月に実施予定)。調査の結果、耕作放棄地があった場合は、所有者に対して農地の利用意向調査を実施します。
☎ 農業委員会事務局(☎537-5654)

児童手当の受給者は 現況届の提出をお早めに

児童手当の受給者へ現況届を6月初旬に送付します。6月1日現在の状況を記入し、6月30日(水)までに提出してください。該当者で届いていない人はご連絡ください。
提出のない場合は、6月分以降(10月振込分)の手当が支給できませんのでご注意ください。
☎ 子育て支援課(☎537-5793)

熱中症に注意しましょう

熱中症は高温多湿な環境の下で、体温調節がうまく働かないことが原因で起こります。特に高齢者、乳幼児は注意が必要です。
小まめな水分・塩分の補給などにより、熱中症を予防しましょう。なお、市ホームページでは熱中症対策の目安となる「暑さ指数」が確認できます。
☎ 保健所健康課(☎547-8219)



廃棄物対策課からのお知らせ (☎537-7953)

◎産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の提出
産業廃棄物管理票交付者は、管理票に関する報告書の提出義務があります。2年度実績を6月30日(水)までに提出してください(電子マニフェストを利用した場合は除く)。
◎ポリ塩化ビフェニル(PCB)の保管状況などの届け出
ポリ塩化ビフェニルを含む電気機器を保管・所有している事業者は、PCB廃棄物などの保管および処分状況の届け出義務があります。2年度実績を6月30日(水)までに提出してください。

ご存じですか？屋外広告物制度

屋外広告物を掲出するときは、景観に配慮するとともに公衆への危害を防止するため、原則として市長の許可を受けることとされています。詳しくは、まちなみ企画課(☎537-5968)へ。

01 お知らせ

市税の証明・閲覧申請手続き

市税・資産に関する証明や閲覧請求の際には、請求者の本人確認を行います。
■個人名義の証明・閲覧：●本人が申請…マイナンバーカードや運転免許証など
●本人以外が申請…窓口に来る人のマイナンバーカードや運転免許証など、本人が作成した委任状
■法人名義の証明・閲覧：●代表者が申請…代表者のマイナンバーカードや運転免許証など、法人印(会社名の入った印) ●代表者以外が申請…窓口に来る人のマイナンバーカードや運転免許証など、法人印を押印した委任状
※6月11日(金)からは、証明窓口が混雑します。また、郵送請求や一部証明のコンビニ交付を行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
☎ 税制課(☎537-5673)

マイナンバーカードを 作りませんか？

マイナンバーカードは、公的な身分証明書として使えるほか、住民票の写しや税証明書等のコンビニ交付サービスなどを利用できるようになります。マイナンバーカードの申請は、スマートフォン・パソコン・郵便・証明用写真機で行うことができます。申請方法など詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。
▲マイナンバーカード総合サイトはこちら
☎ 市民課(☎537-7298)



住宅用火災警報器は 維持管理が大切です

●年に1回程度、ひもを引く、点検ボタンを押すなどして作動点検をする。
●設置後10年を経過したものは内部の電子部品の劣化や、電池が切れている場合があるため、本体を交換する。
●ほこりなどで火災を感知しにくくなる場合があるため、1年に1回は、掃除をする。
☎ 消防局予防課(☎532-3199)

こんなときは悩まずにまずは連絡・相談してください

女性に対する暴力などについての相談は

配偶者やパートナーからのDV(ドメスティック・バイオレンス)に悩んでいませんか。殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、精神的・性的・経済的な暴力も含まれます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
●市配偶者暴力相談支援センター(中央子ども家庭支援センター内) ☎537-5666
月～金曜日 午前8時30分～午後6時(祝日・年末年始を除く)

女性のためのなんでも相談窓口は

夫婦のこと、人間関係や仕事のこと、暮らしのこと、その他何でも気軽に電話や面接でご相談ください。面接相談にも随時対応します。
●男女共同参画センター(たびねず)〈コンパルホール2階〉 ☎574-5578
火・木曜日 午後2時～8時 月・金・土曜日・祝日 午前10時～午後4時

生活の不安や心配ごとは市自立生活支援センターへ

「なかなか仕事が見つからない」「家賃が払えず家を出なければならない」など、こんな心配はありませんか。
市自立生活支援センターでは、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行っています。電話や来所での相談のほか、必要に応じて訪問相談も行います。



住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った人、また失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、規定内の家賃相当額を支給します。



就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など直ちに就労が困難な人に、6カ月から1年の間、就労に向けた支援や就労機会を提供します。



家計改善支援事業

家計状況の根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎなどを行い、早期の生活再生を支援します。

※「住居確保給付金の支給」「就労準備支援事業」については、一定の資産収入などに関する要件を満たしている人が対象です。
※生活保護受給者は対象外です。

●受付日時：月～土曜日(第2・第4月曜日〈祝日の場合は火曜日〉)および祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後6時
●場 所：J:COM ホルトホール大分4階(市社会福祉協議会内)

☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

相談無料
秘密厳守



相談無料
秘密厳守